

取組方向	施策	目標項目		目標値			備考
		目標設定の考え方	現状値	令和7年度の目標値	目標値設定の根拠		
1	1-1	「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数	廃棄物の3Rの更なる推進に向けて、ライフサイクルすべての段階で製品に関わる事業者とのパートナーシップが重要であり、県が事業者に対し資源のスマートな利用について働きかけ、事業者が自主的な取組について「みえスマートアクション登録制度」に登録することで、県と事業者との連携による取組の成果として計ることができることから、目標項目として設定しました。	-	1,500件	「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の対象期間終了後（令和5年度末で1,000件を目標）も引き続き事業者による自主的な取組を促進することで、廃棄物の3Rの促進につなげるため、毎年度250件ずつ増加させることをめざし、目標値を1,500件としました。	
	1-2	市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数	県と市町の連携による情報発信は、市町における廃棄物処理のICT化に向けた県による技術的支援の象徴的な取組であると考えられます。例えば県と市町がともに取り組む食品ロス対策やプラスチック対策といった社会的課題について、県と市町がそれぞれ情報発信をするのではなく、連携してアプリで発信することにより、効果的・効率的に県民のみならずの関心、共感を得、一人ひとりの行動につなげていくことが重要であることから、目標項目として設定しました。	-	390件	県が市町と連携し、市町のスマートフォンアプリなどのICTを活用して情報発信をした件数で、プラスチック対策や食品ロス対策など、毎年5件程度発信することとします。令和3年度は4市町を目安に、徐々に連携する市町数を増やし、令和7年度には29市町と連携のうえ情報発信していくことをめざします。	
2	2-1	高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数	公設試験研究機関や高等教育機関等と連携し、事業者に対し産業廃棄物税を活用し高度なリサイクルや廃棄物の発生抑制や再資源化等に向けた研究開発や設備導入を働きかけ、事業者が当該研究開発や設備導入することで、県内における循環関連産業を育成していく必要があります。県の支援により循環関連産業が成長することは、天然資源投入量や最終処分量の削減など環境負荷の低減につながることから、目標項目として設定しました。	-	15件	平成28年から令和元年度まで、三重県産業廃棄物抑制等事業を活用した事業者は減少傾向（平成28年度：3件、平成29年度：2件、平成30年度：1件、令和元年度：0件）にありますが、これから県が公設試験研究機関や高等教育機関と連携し、事業者に対し産業廃棄物税の活用を働きかけることで、高度なリサイクルや廃棄物の発生抑制等、環境負荷の低減につながる研究開発又は設備導入につながった件数について、初年度は1件とし、次年度は2件と、その後は取組を加速させることを目的に目標を毎年1件ずつ上乗せし、5年間で合計15件を目標としました。	
		ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	廃棄物処理業者やリサイクル業者（以下「廃棄物処理業者等」という。）は、ロボット導入による処理の効率化・省人化やRPA導入による事務処理の効率化など、ICTを導入・活用することで職場環境を改善し、廃棄物の適正処理につなげ、さらには優良な廃棄物処理業者が多くなることで廃棄物処理のイメージ向上につなげ、魅力ある産業として成長していく必要があります。廃棄物処理業者等によるICTを導入するニーズに関する実態をまず把握し、それを基にICT導入による成果があがるよう効果的な施策を展開することは重要です。人材育成や設備導入に対する補助等により、ICTの活用を促進し、結果ICTを導入することで成果があった割合を高めていくことが循環関連産業の育成につながることから、目標項目として設定しました。	令和3年度に把握	令和3年度の調査を踏まえて設定	令和3年度に実施する調査で現状値を把握し、それを踏まえて目標値を設定します。	
	2-2	認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数	認定リサイクル製品の種類を多様化させるとともに、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発について県が支援を行うことで、様々なリサイクル製品が利用され、資源の循環的利用の促進につながると考えられることから、目標項目として設定しました。	-	10件	令和元年度における認定リサイクル製品の種類は、建設資材が7種類（改良土等）、農業資材が1種類（土壌改良資材・肥料）、環境資材が2種類（看板製品等）、物品が1種類（ネット製品）の合計11種類ですが、これまで申請が少なかったプラスチック類や、壁土等課題の多い建設系廃棄物を再生資源として用いた新規の種類の製品の増加に向けて、県の公設試験研究所等が製品開発する支援を行った件数とします。また、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品についても、県の研究機関等と連携しリサイクル製品の開発に関する支援を行った件数とし、これらをあわせて10件を目標値として設定しました。	
	3-1	産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率	1年間に産業廃棄物を1,000トン以上、または特別管理産業廃棄物を50トン以上発生した事業場を設置する事業者（多量排出事業者）は、廃棄物処理法第12条第9項等の規定に基づき、産業廃棄物処理計画及び前年度の実施状況報告を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません。県内の多量排出事業者による産業廃棄物排出量は県内すべての廃棄物のおよそ9割に達することから、多量排出事業者が産業廃棄物の処理を優良認定処理業者に委託することで、三重県における産業廃棄物処理の安心・安全を確保することにつながるから、目標項目として設定しました。	24.5% (平成30年度)	50.0% (令和6年度)	平成30年度の普通産廃の優良認定業者委託率は24.5%で、特管産廃の優良認定業者委託率は平成28年度以降70%付近を推移しています。このことから、普通産廃の優良認定業者委託率を特管産廃の優良認定業者委託率に近づけることをめざし、まずは現状値（約25%）から倍増させ50%を目標値として設定しました。	

3	3-2	建設系廃棄物の不法投棄件数	産業廃棄物の不法投棄の大半を占めているのが建物を解体した際に発生する建設系廃棄物であり、その発生件数を減らすことで廃棄物処理の安全・安心の確保につなげていくことが重要であることから、目標項目として設定しました。	11~13件	10件以下	最近5年間における10以上の建設系廃棄物の不法投棄の発生件数は、年間11件から13件となっており、増加傾向にあることから、これを毎年10件以下にすることを目標値に設定しました。
	3-2	人材育成のための講習会等への参加人数	産業廃棄物の適正処理、不法投棄等の未然防止には、業界に携わる者の人材育成が重要であることから、法令知識等を学ぶことができる場を提供し受講修了者数を目標項目として設定しました。	686人	5,000人	令和2年度は、「建設系廃棄物適正処理セミナー」等を開催したところ合計686名の参加者がありました。こうした講習会等を令和7年度までは年間1,000名を目標に開催し、最終年度である令和7年度までの5年間で延べ5,000名の受講修了者を育成することを目標とします。 なお、建設系廃棄物の不法投棄等不適正処理が課題であることから、主なターゲットは県内約4,500(元請となりうる者)の建設業者とします。
	3-3	不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	産廃特措法の期限(令和4年度末)までに残る3事案の対策工事を着実に完了させるとともに、四日市市内山事案については引き続き環境モニタリングを実施する必要があることから、目標項目として設定しました。	65%	100%	産廃特措法の期限(令和4年度末)までに着実に環境修復を実施し、その効果が維持されていることを確認する必要があることから、目標値を設定しました。
	3-4	県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数	災害が発生した際に、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理に向けた対応ができる人材を市町及び県が常時確保しておくことが重要であり、そのためには継続的に研修会や図上演習を開催する必要があります。 できるだけ多くの市町及び県の職員が災害廃棄物の処理に適正かつ迅速に対応できるよう、実施方法を改善しながら毎年研修会や図上演習を毎年度複数回開催することで継続的に確保した人材の数を目標項目として設定しました。	-	78人	平成28年度から平成30年度までの3年間で、災害廃棄物処理スペシャリストを72名(市町職員50名、県職員22名)育成した実績をふまえ、新しい生活様式を考慮し令和7年度までの5年間で同程度、すなわち全ての市町で人事異動も考慮し2名ずつ計58名、県職員も同様に全ての地域機関及び本庁から2名ずつ計20名の合計78名育成することを目標値としました。
4	4-1	廃プラスチック類の再生利用率	資源循環の高度化を進めるうえで象徴的な取組であるプラスチック対策を通じて、天然資源投入量や二酸化炭素排出量を削減することにより環境負荷を低減させつつ、廃プラスチック類を資源として可能な限り再生利用する必要があることから、目標項目として設定しました。	61.6% (平成30年度)	70.0% (令和6年度)	プラスチック資源循環戦略で、2035年までに使用済プラスチックを100%リユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用することがマイルストーンとなっています。同戦略で2017年の有効利用率は85.8%とされており、増加率は年0.79ポイント(18年で14.2ポイント)となります。 この増加率を参考としつつ、プラスチック循環利用促進法(2022年度(令和4年度)から施行予定)によるプラスチック多量排出事業者のリサイクル義務化等の取組を鑑み、平成30年度における廃プラスチック類の再生利用率61.6%から70.0%へ上昇させることをめざし、目標値を設定しました。
		プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの取組件数	資源循環の高度化を進めるうえで象徴的な取組であるプラスチック対策を通じて、天然資源投入量や二酸化炭素排出量を削減することにより環境負荷を低減させつつ、持続可能な形で資源としての循環利用を効率的に進めるプラスチック資源循環の高度化に取り組むとともに、海洋環境への影響を低減するための対策を講じていく必要があることから、これらの取組に係る件数を目標項目として設定しました。	-	10件	令和2年度からボトルtoボトルの取組みや三重県バイオプラスチック研究会などを進めており、また、令和3年度からモデル事業等を実施することを踏まえ、5年間を通じて徐々に仕組みの構築が進むことで、10件の仕組みが構築できるよう目標値を設定しました。
	4-2	食品ロス量削減率	我が国においては、食料を海外から大量に輸入する一方で、大量の食品廃棄物を生み出している状況であり、家庭系食品ロスの削減に関しては国の第四次循環型社会形成推進基本計画で、また、事業系食品ロスの削減に関しては食品リサイクル法の基本方針で、それぞれ2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定しています。 本県では、家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量について、令和3年度に実施する調査結果(令和2年度実績値)を現状値とし、国の半減目標における削減ペースを上回る削減率として、それぞれ10%を5年間の削減目標値として設定しました。	令和3年度に把握	家庭系食品ロス量10%減 事業系食品ロス量10%減 (令和6年度)	国の半減目標における削減ペースが30年間で一定であると仮定すると、計画期間の5年間の削減率は8.3%となります。 本県ではこの削減ペースを上回ることを目指し、10%を目標値として設定しました。
	食品ロス削減モデル取組数	食品ロスの削減についてどのような取組が効果的か、現状では十分なデータや知見がない状態であるため、市町や食品関係事業者等と連携してモデル事業に取り組み、効果を検証し、施策に反映していきます。 以下のようなモデル取組を実施する予定であり、モデル取組の成果は、他の市町や地域、事業者に展開していきます。 ・家庭における効果的な食品ロス発生抑制モデル ・事業系食品廃棄物リサイクルループモデル ・商習慣の見直しモデル	-	5件	毎年度、新たなモデル事業に1件取り組み、5年間の計画期間で5件に取り組みことを目標値として設定しました。	
5	5-1 5-2	資源循環分野においてICTを活用できる人材の数	循環関連産業を育成するためには、廃棄物の処理やリサイクルの現場において、AIやロボット等ICTを活用し作業を効率化や省力化できるような人材を育成し、廃棄物処理のイメージ向上を図る必要があります。 平成30年度に実施した、廃棄物処理業者を対象とした産業廃棄物に関する意識調査の結果において、県が行うべき廃棄物施策でセミナー等による情報提供を「行うべき」、「どちらかと言えば行うべき」の回答が90.1%を占めますが、単なる情報提供ではなく、更に一歩踏み込んで廃棄物処理の現場におけるICTの導入だけでなくICTの活用を促進するため、他部局と連携し実際にICTに触れる機会を設け、資源循環に携わる人材を育成することは、循環関連産業の振興につながることから目標項目として設定しました。	-	140人	廃棄物処理に携わる方々が、ICTを実際に体験していただくことを目標とすることから、先の意識調査の回答数である152事業者から1人参加いただけるよう働きかけることを想定し、5年間でセミナーの実施に前向きな回答割合である約90.1%にあたる140事業者の人材を育成することを目標に設定しました。